

「単P研修会 助成金支払い基準」

1 名 称 単P研修会助成金とする。

2 助成の対象となる研修会

- ・ P T Aが企画・運営する主催行事であること
- ・ 単Pの全会員を対象とした研修会であること。
- ・ 保護者または保護者と児童・生徒が、合同で行う活動および行事であること。
(講話、講演、コンサート、観劇、創作活動、観察、調査活動など)
- ・ 中学校校区など、複数単P合同による研修会 (ただし、1事業につき上限1万円)

3 助成対象にならない研修会等

- ・ P T Aが主催ではない行事
 - ※ 児童・生徒を主な対象とする行事
 - ※ 地域団体の主催による行事 (夏祭り、バザー関連活動、どんどこや、もちつき、バーベキュー等)
 - ※ 家庭教育学級関係の研修会
- ・ 学年、学級等の一部の会員対象の研修会
- ・ 保護者と児童・生徒対象であっても研修に類しない行事 (夏祭り、バザー関連活動、どんどこや、もちつき、バーベキューなど)

4 助成対象になる費用について

- ・ 講師の謝金や車代
- ・ 資料代 (購入費、作成費)
- ・ 会場費 (会場使用料、会場設営費)
- ・ 入園料、入館料、拝観料など
- ※ 原則領収書添付：コピー可

5 助成対象にならない費用

- ・ 花束代、お茶菓子費 (謝金に代わる講師謝礼分は除く)、材料費、備品代

6 助成金額の決定

- ・ 一般会計の年度予算内で処理する。
- ・ 助成金額は一定額を上限とする。(単Pあたりの助成金額は年度内予算で算出する)

7 請求、支払い方法

単Pで実施 ⇒ 実施報告書兼助成金申請書提出 (通知文・領収証写し等、請求に必要な資料を添付)
⇒ 審査 (教養委員会が担当) ⇒ 常任理事会で報告・承認 ⇒ 助成金額決定 ⇒ 助成金支払い